

支援-1 応援要請書

応 援 要 請 書

<p style="text-align: right;">足防災第 号 令和 年 月 日</p> <p>(栃木県知事) 〇〇市町村長 様</p> <p style="text-align: right;">足利市長 印</p> <p style="text-align: center;">応 援 要 請 書</p> <p>災害対策基本法第67、68条の規定により、次のとおり応援を要請します。</p>	
応 援 を 求 め る 理 由	
応 援 の 概 要	
応 援 期 間	
そ の 他	

自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

県 知 事 あ て

足 利 市 長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

災害の状況（特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

派遣要請を依頼する事由

2. 派遣を希望する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する区域

連絡場所及び連絡職員

活動内容（遭難者の捜索救助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）

4. その他参考となるべき事項（作業用資材、宿泊施設の準備状況等）

自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

年 月 日

県 知 事 あ て

足 利 市 長

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請依頼日時

年 月 日 時

2. 派遣要請依頼日時

年 月 日 時

3. 撤収作業場所

4. 撤収作業内容

支援-4 災害時における市町村相互応援に関する協定（県内市町村）

災害時における市町村相互応援に関する協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内各市町村に要請する応急業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供およびあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第4条 災害が発生し、被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

- 2 自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
- 3 前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、協定市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

第6条 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、且つ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が賠償するものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

(連絡の窓口)

第9条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(災害対策連絡会議の設置等)

第10条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

2 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

(補 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月30日

宇都宮市長	増	山	道	保
足利市長	早	川	一	夫
栃木市長	鈴	木	乙	一
佐野市長	毛	塚	吉	太
鹿沼市長	福	田		武
日光市長	小	平	英	哉
今市市長	福	田	昭	夫
小山市長	船	田		章
真岡市長	菊	地	恒	三
大田原市長	千	保	一	夫

矢	板	市	長	山	口	公	久
黑	磯	市	長	藤	田	政	壽
上	三	町	長	猪	瀨	成	男
南	河	内	長	坂	本	信	亥
上	河	内	長	花	塚	菊	德
河	内	町	長	稻	垣		稔
西	方	町	長	駒	場	寿	郎
栗	野	町	長	湯	澤	隆	夫
足	尾	町	長	齊	藤	重	二
二	宮	町	長	小	倉	尚	志
益	子	町	長	平	野	良	和
茂	木	町	長	阿	部	武	史
市	貝	町	長	國	井	義	慧
芳	賀	町	長	田	野	充	男
壬	生	町	長	清	水	英	世
石	橋	町	長	柏	崎	英	保
国	分	町	長	若	林		二
野	木	町	長	金	澤		豐
大	平	町	長	佐	山		芳
藤	岡	町	長	高	際	高	德
岩	舟	町	長	渡	辺	芳	美
都	賀	村	長	青	木	隆	尚
栗	山	町	長	齋	藤	喜	男
藤	原	町	長	八	島	昭	雄
塩	谷	町	長	大	澤	藤	吾
氏	家	町	長	吉	島		章
高	根	町	長	岡	澤	幸	雄
喜	連	町	長	花	田		發
南	那	町	長	神	塚	紘	宇
烏	山	町	長	岩	野	義	一
馬	頭	町	長	白	崎		暹
小	川	町	長	渡	寄	良	治
湯	津	村	長	吉	辺	義	雄
黒	羽	町	長	齋	成	典	男
那	須	町	長	藤	藤		傑
西	那	町	長	宮	田	善	夫
塩	原	町	長	平	本	喜	助
田	沼	町	長	小	山		新
葛	生	町	長	立	玉	裕	康
栃	木	事		渡	川	文	雄

支援-5 災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目（県内市町村）

災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

（趣 旨）

第1条 この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 協定第9条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表1のとおりとする。

（市町村の区分）

第3条 大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行うため、別表2のとおり市町村を地域ごとに区分（以下「ブロック」という。）するものとする。

（応援ブロック）

第4条 被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを表3に定める。

（応援職員の携行品）

第5条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

（応援職員に対する便宜の供与）

第6条 被災市町村は、災害応急対策に支障の無い範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舍のあわせんその他の便宜を供与するものとする。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第7条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規定により算出した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

（経費の支払方法）

第8条 応援市町村が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替え支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額

2 前項に定める請求は、応援市町村長名による請求書（関係書類添付）により、被災市町村長に請求するものとする。

（災害対策連絡協議会）

第9条 協定第10条第2項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

2 災害対策連絡協議会は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。

3 災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。

- (1) 応援体制に関する事項

- (2) 備蓄体制に関する事項
- (3) 防災訓練に関する事項
- (4) その他必要な事項

4 この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年7月30日から施行する。

別表 1

連絡の窓口

市長村名	担当部課名	連絡先	市長村名	担当部課名	連絡先
宇都宮市	総務部	028-632-2052	上三川町	総務課	0285-56-9111
	総務課	028-632-2052			0285-56-2564 (消防本部)
足利市	消防本部 消防総務課	0284-41-3197	南河内町	総務課	0285-48-2111
		0284-71-9222 (通信指令課)			0285-53-6169 (消防本部)
栃木市	総務部	0282-22-3535	上河内町	総務課	028-674-3131
	総務課	0282-22-3535			028-625-5500 (消防本部)
佐野市	総務部	0283-20-3005	河内町	総務課	028-673-3232
	総務課	0283-24-5111			028-625-5500 (消防本部)
鹿沼市	総務部	0289-63-2140	西方町	総務課	0282-92-0300
	総務課	0289-63-2140			0282-92-0300
日光市	総務課	0288-54-1111	栗野町	総務課	0289-85-7501
		0288-54-0050 (消防本部)			0289-85-3221 (消防本部)
今市市	総務部	0288-21-5130	足尾町	総務課	0288-93-3111
	総務課	0288-22-1111			0288-93-3111 (消防本部)
小山市	総務課	0285-22-9311	二宮町	総務課 企画課	0285-74-5007
		0285-22-9420			0285-74-0537 (消防二宮分署)
真岡市	総務部	0285-83-8110	益子町	総務課	0285-72-8826
	総務課	0285-82-3161 (消防本部)			0285-72-3651 (消防益子分署)
大田原市	総務部	0287-23-8702	茂木町	総務課	0285-63-5632
	行政課	0287-22-3152 (消防本部)			0285-63-0201 (消防茂木分署)
矢板市	総務部	0287-43-1113	市貝町	総務課	0285-68-1111
	行政課	0287-44-2511 (消防本部)			028-677-0212 (消防芳賀分署)
黒磯市	総務部	0287-62-7111	芳賀町	総務課	028-677-1111
	行政課	0287-62-0736 (消防本部)			028-677-0212 (消防芳賀分署)

※連絡先の上段は勤務時間中、下段は勤務時間外である。

市長村名	担当部課名	連 絡 先	市長村名	担当部課名	連 絡 先
壬 生 町	総務部 総務課	0282-81-1808	喜連川町	総務課	028-686-6611
		0285-82-3101 (消防本部)			028-686-3100 (消防本部)
石 橋 町	生活課	0285-52-1118	南那須町	生 活 安 全 課	0287-88-7116
		0285-53-1119 (消防本部)			0287-88-2190 (消防本部)
国分寺町	総務課	0285-40-5555	烏 山 町	総務課	0287-83-1111
		0285-53-1199 (消防本部)			0287-84-2557
野 木 町	環 境 交 通 課	0280-57-4132	馬 頭 町	総務課	0287-92-1111
		0280-57-1119 (消防本部)			0287-92-2800 (消防本部)
大 平 町	総務課	0282-43-9204	小 川 町	総務課	0287-96-2111
		0282-43-3500 (消防本部)			0287-96-2188 (消防本部)
藤 岡 町	総務課	0282-62-0900	湯津上村	総務課	0287-98-2111
		0282-62-3337 (消防本部)			0287-98-3235 (消防湯津上分署)
岩 舟 町	総務課	0282-55-3311	黒 羽 町	総務課	0287-54-1111
		0282-55-3311			0287-54-0770
都 賀 町	総務課	0282-29-1100	那 須 町	住 民 生 活 課	0287-72-6909
		0282-92-7084 (消防本部)			0287-62-0736 (消防本部)
栗 山 村	総務課	0288-97-1112	西那須野町	総務課 総務部	0287-37-5106
		0288-97-1112			0287-36-2300 (消防西那須野分署)
藤 原 町	総務課	0288-76-4100	塩 原 町	総務課	0287-32-2911
		0288-76-1444 (消防本部)			0287-32-2949 (消防塩原分署)
塩 谷 町	総務課	0287-45-1111	田 沼 町	総務課	0283-61-1120
		0287-44-2511 (消防塩谷分署)			0283-62-4545 (消防本部)
氏 家 町	総務課	028-681-1111	葛 生 町	総務課	0283-86-3411
		028-682-9069			0283-62-4545 (消防本部)
高根沢町	総務課	028-675-8110	栃 木 県	総務部 消防防災課	028-623-2136
		028-675-1711 (消防本部)			028-623-2136 (夜間警備室切替え)

※ 連絡先の上段は勤務時間中、下段は勤務時間外である。

別表 2

市 町 村 の 区 分

ブ ロ ッ ク 名	構 成 市 町 村
北 那 須 ブ ロ ッ ク	大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町
日 光 ブ ロ ッ ク	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町
南 那 須 ブ ロ ッ ク	南那須町、烏山町、馬頭町、小川町
塩 谷 ブ ロ ッ ク	矢板市、塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町
県 央 ブ ロ ッ ク	宇都宮市、鹿沼市、上河内町、河内町、栗野町
芳 賀 ブ ロ ッ ク	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県 南 ブ ロ ッ ク	栃木市、小山市、上三川町、南河内町、西方町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町
安 足 ブ ロ ッ ク	足利市、佐野市、田沼町、葛生町

別表 3

応 援 ブ ロ ッ ク

ブ ロ ッ ク 名	構 成 市 町 村
北 那 須 ブ ロ ッ ク	日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック
日 光 ブ ロ ッ ク	北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック
南 那 須 ブ ロ ッ ク	北那須ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック
塩 谷 ブ ロ ッ ク	北那須ブロック、日光ブロック、南那須ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック
県 央 ブ ロ ッ ク	日光ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック、安足ブロック
芳 賀 ブ ロ ッ ク	南那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック、県南ブロック
県 南 ブ ロ ッ ク	日光ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック、安足ブロック
安 足 ブ ロ ッ ク	県央ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック

支援-6 大規模災害時における相互応援に関する協定書（両毛六市）

大規模災害時における相互応援に関する協定書

足利市、桐生市、佐野市、太田市、館林市及びみどり市（以下「両毛六市」という。）は、両毛六市の区域内において大規模な災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策について相互に応援するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）救助、救援及び応急復旧活動に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （4）ごみ・し尿処理のための車両及び施設の提供
- （5）火葬場の提供
- （6）児童及び生徒の受入れ
- （7）住宅のあっせん
- （8）ボランティアのあっせん
- （9）前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- （3）前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （4）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、車両の種類及び台数
- （5）前条第6号及び第7号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災者の人数、提供の期間等
- （6）応援の場所及びその経路
- （7）応援の期間
- （8）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援市は必要な支援を行うものとする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度要請市と応援市とが協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員がその活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(緊急応援)

第7条 両毛六市は、第2条の規定にかかわらず、両毛六市のいずれかの市域において大規模な災害が発生したことが明らかであって、事態が緊急を要すると認めた場合は、自らの判断により緊急応援活動を実施するものとする。

2 前項の緊急応援活動については、第4条から第6条までの規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 両毛六市は、相互応援のための窓口としてあらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(平常時の活動)

第9条 両毛六市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するほか、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両毛六市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年7月11日

足利市長 吉谷 宗夫

桐生市長 大澤 善隆

佐野市長 岡部 正英

太田市長 清水 聖義

館林市長 中島 勝敬

みどり市長 石原 条

支援-7 災害時における相互応援に関する協定（鎌倉市）

災害時における相互応援に関する協定

足利市と鎌倉市は、両市が都市提携の盟約の締結市であることにかんがみ、いずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策について相互に応援するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 常備消防隊の派遣
- (2) 応急復旧活動等に必要の人員の派遣及び車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要の資器材及び物資の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (5) ボランティアのあつせん
- (6) 児童及び生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあつせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる次項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第3号及び第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じるものとする。

（応援のため派遣された人員の指揮）

第4条 応援のため派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援市は応分の負担をするものとする。

- 2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又は遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年9月1日

足利市長 早川 一夫

鎌倉市長 竹内 謙

支援-8 災害時における相互応援に関する要綱（北関東・新潟地域連携軸推進協議会）

災害時における相互応援に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、北関東・新潟地域連携軸推進協議会（以下「協議会」という。）を構成する市町（以下「構成市町」という。）の区域内に災害が発生し、被災した構成市町で十分な救援等の応急措置ができない場合、構成市町が相互に応援し、応急対策活動に万全を期すことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 各県に災害応急対策担当幹事（以下「応急対策幹事」という。）を置く。

2 構成市町の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。

3 構成市町は、災害の状況などにより連絡担当課を変更する場合は事務局に連絡するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害の発生により応援を求めようとする構成市町は、災害の概要を明らかにして、事務局に口頭又は文書等で、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

（1）食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供

（2）被災者援護に係る職員の派遣

（3）被災者の医療・防疫活動における職員の派遣、医療品等の提供

（4）被災者のための施設の提供及びあっせん

（5）その他応急対策活動に必要な措置

2 事務局は、前項に規定する要請があった場合は、構成市町に応援を要請する。なお、事務局は、必要な物品を速やかに調達できる場合は、構成市町に応援を要請することなく、当該物品を要請した市町へ提供することができる。

（応援の実施）

第4条 構成市町は要請内容に基づき、可能な範囲で応援を要請する。

（自主応援）

第5条 構成市町は、必要と認めるときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができるものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は応援する構成市町が負担するものとする。ただし、第3条第2項後段に規定する応援に要した経費は協議会が負担するものとする。

（情報等の交換）

第7条 構成市町は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に交換するものとする。

（事務局の代行）

第8条 事務局の事務に支障が生じた場合は、応急対策担当幹事が協議して事務を代行する。

（協議）

第9条 この要綱に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、構成市町村がその都度協議し

て定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 8 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

事務局

群馬県高崎市

災害応急対策担当幹事

新潟県新潟市・栃木県佐野市・茨城県水戸市

支援-9 災害時の情報交換に関する協定（関東地方整備局）

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保 修（以下「甲」という。）と、足利市長 大豆生田 実（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、足利市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって適切迅速かつ確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 足利市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 足利市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関する事
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月31日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下保 修

乙) 栃木県足利市本城3丁目2145番地
足利市長 大豆生田 実

支援-10 大和市・足利市災害時相互応援協定書（大和市）

大和市・足利市災害時相互応援協定書

神奈川県大和市（以下「甲」という。）と栃木県足利市（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの区域内において災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における、協定市相互の救援資機材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、甲又は乙の過剰な負担にならない範囲内におけるものとする。

- （1）被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
- （2）食糧・飲料水その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （4）この協定に基づき実施する応急に必要な職員の派遣
- （5）災害救助ボランティアのあっせん
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び集結場所
- （6）応援を受ける期間
- （7）前各号に掲げる定めるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 甲又は乙は、応援の要請を受けた場合は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 甲又は乙は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

（連絡窓口）

第5条 甲乙は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(指揮権)

第6条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市において応急治療する場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年1月30日

甲 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号
大和市

大和市長 大木 哲

乙 栃木県足利市本城三丁目2145番地
足利市

足利市長 大豆生田 実

足利市・我孫子市災害時相互応援協定書

栃木県足利市（以下「甲」という。）と千葉県我孫子市（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの区域内において災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における、協定市相互の救援資機材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、甲又は乙の過剰な負担にならない範囲内におけるものとする。

- （1）被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
- （2）食糧・飲料水その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （4）この協定に基づき実施する応急に必要な職員の派遣
- （5）災害救助ボランティアのあっせん
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び集結場所
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げる定めるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 甲又は乙は、応援の要請を受けた場合は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 甲又は乙は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

（連絡窓口）

第5条 甲乙は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(指揮権)

第6条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市において応急治療する場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年 10月 5日

甲 栃木県足利市本城3丁目2145番地
足利市
足利市長 大豆生田 実

乙 千葉県我孫子市我孫子1858番地
我孫子市
我孫子市長 星野 順一郎

支援-12 災害時における足利市内郵便局と足利市間の協力に関する覚書（足利市内郵便局）

災害時における足利市内郵便局と足利市間の協力に関する覚書

足利市内郵便局（以下「甲」という。）及び足利市（以下「乙」という。）は足利市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は足利市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵便事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- （2） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- （3） 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- （4） 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （5） 乙が所有する防災資器材等の甲への提供
- （6） 甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- （7） 甲が管理する郵便集配用自転車等の提供
- （8） その他前記（1）～（7）に定めのない事項で、協力できる事項

（協力実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、それぞれの業務に支障を期さない範囲で、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 乙の災害対策本部の会議に、必要に応じて足利郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、乙若しくは市内各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては足利郵便局総務課長、乙においては足利市消防本部総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年11月7日

郵政省

足利市内郵便局代表

足利郵便局長

多賀谷 玉蔵

足利市

足利市長

早川 一夫

支援-13 足利市における防災力向上のための協力に関する協定書（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）

足利市の防災力向上のための協力に関する協定

足利市(以下「甲」という。)と損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「乙」という。)は、甲の防災力向上を推進するために乙が行う協力(以下「協力業務」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の密接な連携・協力により、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、市民や企業等の防災力向上を図るとともに、協力業務の適正かつ円滑な実施のため、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとする。

- (1) 災害時における無人航空機による情報収集に関すること。
 - (2) 市民や企業等への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災に関するセミナーの講師派遣及びイベントへの参加に関すること。
 - (4) 地域防災力向上に関する情報交換に関すること。
 - (5) その他、防災・減災及び災害対応における連携・協力に関すること。
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は別途協議を行うものとし、具体的な実施事項及び遵守事項等について、甲乙の合意により決定するものとする。

(協力の要請及び報告)

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するため相互の協力が必要な場合は、原則として書面により要請を行うものとする。ただし、書面による要請ができない場合は、電話又はその他の方法により要請し、事後速やかに要請内容を記載した書面を交付するものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力業務を実施した場合は、甲に対し書面により報告を行うものとする。

(費用の負担)

第4条 甲及び乙が第2条第1項の規定による協力の実施に要する費用については、その都度、甲乙協議し決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、協定締結後、甲及び乙は速やかに書面により連絡責任者を相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報の管理)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た双方の情報について管理を徹底し、第三者に公表し、又は漏洩してはならない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、甲又は乙のいずれかが期間終了30日前までに書面により協定解除の申出をしなかったときは、従前の協定と同一条件で1年間協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第8条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、協定を解除しようとする日の30日前までに書面により協定解除の申出を相手方にしなければならない。

2 前項の申出を受けた甲又は乙は、相手方と協議し、協定の解除について合意したときは、この協定を解除することができる。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙の協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月16日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145番地
足利市
市長 和泉 聡

乙 栃木県宇都宮市大通り一丁目1番地11
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
栃木支店長 大磯 崇雄

支援-14 足利市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

足利市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と足利市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、足利市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、足利市内の災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙がセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する足利市総合福祉センターに設置するものとする。ただし、足利市総合福祉センターに設置できない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 センターの開設は、乙が主体となり、甲及び足利市民活動センター、足利市ボランティア協会、足利青年会議所からなる足利市災害ボランティアセンター運営会議を開催し、センターの基本情報及び運営方針について協議のうえ開設するものとする。

2 センターの運営は、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

3 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 足利市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 乙は、助成金制度等の活用によりセンターの拠点設置費用や運営に係る費用等を確保するものとする。

2 センターの運営に係る費用のうち、人件費、応援職員旅費について甲が負担する場合は、甲及び乙において別途委託契約を締結するものとする。

3 その他、第7条各号に規定する業務に関し、必要な費用負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

4 乙は、前各項に掲げる費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、足利市災害ボランティアセンター運営会議に諮り、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害及び損害賠償責任に対する補償は、ボランティアが加入するボランティア保険により対応するもの

とする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 6年 2月 15日

甲 足利市本城3丁目2145番地
足利市
市長 早川尚秀

乙 足利市東砂原後町1072番地
社会福祉法人足利市社会福祉協議会
会長 早川文英